

COVID-19 と 国際法

—— 新型コロナ対応における主要論点 ——⁽¹⁾

山 本 慎 一

はじめに

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応を素材に、国内・国際社会の課題を国際法の視座から検討し、今後の社会のあり方を受講者の皆さんとともに考える機会にしたいと思います。面接授業の特性を活かし、双方向での意見交換や、受講者の皆さんの調査・報告・議論といった演習形式を採り入れる授業回もあります。」

上記の文章は、放送大学香川学習センターにおける2022年度第2学期面接授業のシラバスに記載した授業の内容である。筆者はこれまで2013年度第2学期面接授業「国際社会と日本」および2017年度第2学期面接授業「国際的な紛争処理と日本」を担当し、いずれも国際法の観点から日本と国際社会との関係および国際的な紛争処理の現状と課題を解説してきた。一方、本年度の面接授業のテーマは「COVID-19 と国際法」として、これまでにない新たなテーマ設定を行った。この背景には、「新型コロナと欧州統合の将来」(ヤン・ワータース著⁽²⁾)において、EU法の観点からCOVID-19への対応を整理した論稿の翻訳に携わったことを契機として、前述のテーマで面接授業の依頼を

(1) 本稿は、2022年10月下旬から放送大学香川学習センターで開講される2022年度第2学期面接授業「COVID-19 と国際法」の講義資料として、受講者の便宜のために本テーマの講義で扱う主要論点と参考文献を整理したものである。

(2) 植田隆子編著『新型コロナ危機と欧州-EU・加盟10カ国と英国の対応』文眞堂、2021年3月所収、第Ⅲ部第1章、307-314頁。

受けたことに由来する。

感染症の拡大については、COVID-19 の流行以前から「人間の安全保障」(Human Security) の概念の中で捉えられており、自然災害とともに国際社会における新たな脅威として論じられる問題であった⁽⁴⁾。非伝統的脅威として安全保障の領域で議論されつつあった感染症の拡大であるが、それが国際法および国内法上の問題を惹起するようになったのは、COVID-19 のパンデミックに直面して、各国や国際機関が様々な対応を求められるようになったことに起因する。COVID-19 のパンデミック以降、国際法学の分野では、国際法学会が COVID-19 をテーマにした大規模な特集号を『国際法外交雑誌』上で展開し⁽⁵⁾、国際法学の各領域から COVID-19 との関係性を考察した論稿を収録している。さらに国際人権法学会では、『「COVID-19 と人権」フォーラム-不可視の人権侵害を可視化する』と題して、COVID-19 のパンデミック下において現れている人権問題を多様な視座から議論する試みが続けられている。その他の法分野では、『論究ジュリスト』において「パンデミックと公法の課題」と題する特集が生まれ、国際法を含む公法の領域からパンデミック対応を考察した論稿が収められている。また安全保障の領域においては、国際安全保障学会の機関誌上で特集が生まれ⁽⁸⁾、同誌上では COVID-19 を「人間の安全保障」の観点だけでなく、伝統的な国家および国際安全保障の問題として捉えた考察がなされている。

学術論文以外にも学術書では、前述の翻訳のほか EU およびその加盟国と英国の COVID-19 への取り組みを整理し、欧州統合に与えた影響を考察した書籍、国際社会における感染症対策を歴史的に振り返り、国際法の規範形成とその体制(レジーム)に与えた影響を分析した書籍⁽¹⁰⁾、国際防疫協調体制に始まり国際保健協力の歴史的展開について

(3) たとえば緒方貞子とアマルティア・センの共同議長によりとりまとめられた「人間の安全保障」委員会報告書において、「人間の安全保障」のための保健衛生の向上という視点で 1 章分が割かれている。

Commission on Human Security, *Human Security Now*, 2003, pp. 94-112 (人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』朝日新聞社, 2003 年)。

(4) 神余隆博「感染症と災害の新たな脅威-人間の安全保障の観点から」『世界法年報』第 26 号, 2007 年 3 月, 33-61 頁。

(5) 「特集 COVID-19」『国際法外交雑誌』第 120 巻第 1 号・第 2 号合併号, 2021 年 8 月。

(6) 国際人権法学会ウェブサイト「『COVID-19 と人権』フォーラム-不可視の人権侵害を可視化する」(<https://sites.google.com/view/covidhrproject>) (2022 年 6 月 22 日最終アクセス。以下、URL の最終アクセス日は同一である)。

(7) 「特集 1 パンデミックと公法の課題」『論究ジュリスト 2020 年秋号』No. 35, 2020 年 11 月, 2-74 頁。

(8) 「特集 COVID-19 と安全保障」『国際安全保障』第 49 巻第 3 号, 2021 年 12 月, 1-77 頁。

(9) 植田隆子編著, 前掲書, 2021 年 3 月。以下, 近年出版された書籍は初版の刊行月も記載する。

(10) 新垣修「時を漂う感染症-国際法とグローバル・イシューの系譜」慶應義塾大学出版会, 2021 年 8 月。

て WHO の枠組みを中心に取り上げ、グローバル・ヘルスの問題として国際法規範に照らして分析した書籍⁽¹⁾、パンデミックへの対応について総論として国際および国内社会への影響を考察し、各論として米国、中国、日本、西欧、中・東欧、韓国、北朝鮮、東南アジア（ベトナム）、ラテンアメリカ、中東、中央アジアの別に事例研究を行った書籍⁽²⁾が相次いで刊行された。さらに COVID-19 の流行以前から、国際保健協力の歴史の変遷を描き出した学術書を公刊していた著者による新書も COVID-19 の流行直後に刊行された⁽³⁾。⁽⁴⁾

このように、国際法、国内法、国際政治の各分野で COVID-19 に関する論稿や書籍が公刊されており、本稿と面接授業の内容は、これらの先行研究に依拠している。本稿のタイトルで示した「COVID-19 と国際法」は面接授業のタイトルと同一であるが、国際法との関係性だけに着目しても多様な観点から論じることが可能である。だが本稿では、下記の授業計画で示した内容に焦点を絞って主要論点を参考文献とともに紹介し、面接授業の用に供することを目的としている。

- 第 1 回 COVID-19 を巡る国内・国際社会の対応
- 第 2 回 国連総会・安保理と COVID-19
- 第 3 回 世界保健機関（WHO）とグローバル・ヘルス・ガバナンス
- 第 4 回 新型コロナ危機と欧州
- 第 5 回 COVID-19 と海洋法
- 第 6 回 COVID-19 と人権法
- 第 7 回 COVID-19 と国際紛争処理
- 第 8 回 受講者によるレポートに基づいた発表と振り返り

なお、2022 年度の面接授業のシラバス提出後の 2 月 24 日にロシアによるウクライナ侵攻が生じ、受講者の関心は COVID-19 から「ロシア＝ウクライナ戦争」の推移と日本への影響に移行しつつあると思われるが、面接授業では当初の計画に従って「COVID-19 と国際法」のテーマに沿って進めながら、ウクライナ危機を巡る国際法上の問題や日本の外交・安全保障政策に与える影響等は、講義の中で受講者の関心に応じて別途

(1) 西平等『グローバル・ヘルス法－理念と歴史』名古屋大学出版会、2022 年 2 月。

(2) 川上高司・石井貫太郎編著『パンデミック対応の国際比較』東信堂、2022 年 3 月。

(3) 安田佳代『国際政治のなかの国際保健事業－国際連盟保健機関から世界保健機関、ユニセフへ』ミネルヴァ書房、2014 年。

(4) 詫間佳代『人類と病－国際政治から見る感染症と健康格差』中公新書、2020 年 4 月。

解説する。

1 COVID-19 を巡る国内・国際社会の対応

本節の内容は講義の導入に位置づけられ、総論として COVID-19 を巡る国内（主として日本）社会と国際社会の対応について取り上げる。とりわけ日本においては、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス（以下、DP）号内の感染拡大が大きく報道された。事実関係としては、2020 年 1 月 20 日に横浜港を出港した DP 号の乗客のうち、1 月 25 日に香港で下船した乗客の COVID-19 への罹患が 2 月 1 日に確認され、同月 2 日に香港から報告を受けた厚生労働省は、同月 1 日に那覇港寄港時に検疫を受けた乗客に対し、同月 3 日に再度横浜港で検疫を実施し、同月 5 日に COVID-19 陽性者が確認されたことから、クルーズ船に対して同日より 14 日間の検疫が開始された。この時点でクルーズ船には、乗客 2,666 人、乗員 1,045 人、合計 3,711 人が乗船していた⁽¹⁵⁾。健康観察期間とされる 14 日間の隔離期間を終えて、19 日から感染が確認されなかった乗客の横浜港への下船が始まるが、このときまでに 542 人の感染者が数えられ、船内の感染対策への批判の声も上がっていた⁽¹⁶⁾。DP 号は 5 月 16 日に横浜港を出港し、このときまでに 721 人の感染が判明⁽¹⁷⁾、13 人が死亡した。

この一連の DP 号を巡る対応については、国際海洋法や国際人権法上の論点に関係する。すなわち、国際保健規則に照らした入港判断、船舶の航行に関わる旗国および寄港国の役割、乗船者に対する出入国管理の問題等である⁽¹⁸⁾。また、DP 号への対応以外では、外出・移動制限に伴う個人の権利と利益の保護の問題や、緊急事態条項に基づく措置をとる諸外国の対応との比較など、特に国際人権法との関係性で多くの論点を内包している。

(15) 「現場からの概況：ダイヤモンドプリンセス号における COVID-19 症例」国立感染症研究所，2020 年 2 月 19 日，〈<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9410-covid-dp-01.html>〉。集計時点・方法によって乗船者数は異なり、船員 1,068 人、乗客 2,645 人、合計 3,713 人の乗船者とする資料もある。国立感染症研究所「ダイヤモンド・プリンセス号新型コロナウイルス感染症事例における事例発生初期の疫学」『病原微生物検出情報 月報』Vol. 41 No. 7 (No. 485)，2020 年 7 月，5 頁。

(16) 「『ダイヤモンド・プリンセス』から下船始まる 新型コロナウイルス陰性の乗客」BBC News Japan，2020 年 2 月 20 日更新，〈<https://www.bbc.com/japanese/51555374>〉。

(17) 「『ダイヤモンド・プリンセス』が横浜を出港 マレーシアへ」日本経済新聞，2020 年 5 月 16 日，〈<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO59215140W0A510C2CZ8000/>〉。

(18) 林裕二郎「日本政府の対応－水際対策の強化にかかる措置」『国際法外交雑誌』第 120 巻第 1・2 合併号所収，315-325 頁。

国際社会の対応としては、世界保健機関（WHO）憲章において、国際保健事業の指導的かつ調整的機関としての活動をはじめ、第2条に掲げる任務を果たすことが期待される WHO の動向を中心に、国連や主要国の対外的な対応を概観する。

こうした国内・国際社会の対応を総論として踏まえた上で、面接授業の構成としては各論として第2回で国連総会および安保理の対応、第3回で WHO の役割、第4回で EU を中心とした欧州の対応、第5回で国際海洋法、第6回で国際人権法、第7回で国際紛争処理に関わる論点を取り上げる。

2 国連総会・安保理と COVID-19

(1) 総会

本節では COVID-19 のパンデミックに対し、国連はどのような対応をとってきたのかについて、総会と安全保障理事会に焦点を当てて取り上げる。まず総会については、「持続可能な開発目標」(SDGs) と関連させて、COVID-19 が SDGs の目標に与える影響を指摘した山田論文において論じられている⁽¹⁹⁾。同論文では、SDGs を国際社会の「慢性的」あるいは「構造的」な問題に取り組む試みであるとする一方、COVID-19 は「急性的危機」と位置づけて、「構造的問題を抱える国際社会に新たな感染症が発生すれば、構造的問題はより深刻化する」として、COVID-19 が SDGs の取り組みに対して与える負の影響を指摘する⁽²⁰⁾。他方で、総会で採択された COVID-19 に関する累次の決議を通じて、多国間協力の機運が取り戻されつつあるという指摘があるものの、多国間協力の促進・実現にまでは至っていないと結論づける。もっとも、HIV/AIDS に対して WHO を中心とした対策が効果を上げず、国連エイズ合同計画 (UNAIDS) という「国連システム」全体の取り組みに移行するまでに 10 年の歳月を要したとして、COVID-19 を巡る多国間協力についても将来的な可能性を示唆し、国連総会の役割は、「加盟国による意思表明とそれを通じた国際世論の形成」にあるとして、「国連システムの強化」を通じた多国間協力の復活・強化には、まだ相当の時間を要すると分析する⁽²¹⁾。

(2) 安全保障理事会

安全保障理事会については、安保理が多様な措置をとる上で鍵となる「平和に対する

(19) 山田哲也「国連総会と COVID-19—SDGs との関係を中心に」『国際法外交雑誌』第 120 巻第 1・2 合併号所収、52-62 頁。

(20) 山田哲也、同上、61 頁。

(21) 山田哲也、同上、61-62 頁。

脅威」の認定という観点から、安保理決議を分析した丸山論文において論じられている。⁽²²⁾ 同論文では感染症に対する安保理の実行として、COVID-19 以前の実行 (HIV/AIDS, エボラ出血熱) と比較しながら、COVID-19 に対する安保理の実行を分析する。HIV/AIDS に関しては 2000 年の決議 1308 や 2011 年の決議 1983 において、前文で国際の平和と安全の維持に対する安保理の主要な責任を留意する (Bearing in mind the Council's primary responsibility) という表現を用い、⁽²³⁾ 「平和に対する脅威」の認定は行われていない。また決議の内容についても、PKO 要員等の健康に対する影響への懸念や、国連ミッション内における予防的な活動の必要性が強調されている。他方でリベリア、シエラレオネ、ギニアといった西アフリカで猛威を振るったエボラ出血熱への対応では、安保理決議 2177 において、アフリカにおけるエボラ出血熱の前例のない広がり国際の平和と安全に対する脅威を構成すると認定した (determining) 点で HIV/AIDS の決議との違いがみられるが (前文第 5 項)、⁽²⁴⁾ 決議全体を通して加盟国に対して不干渉原則の例外として強い強制力を発揮する憲章第 7 章への言及はなく、⁽²⁵⁾ 各種支援の奨励や要請に留まっている。こうした安保理の控えめな姿勢は、感染者の治療をはじめとして公衆衛生に関して国連が設置する初のミッションとなった、国連エボラ緊急対応ミッション (UNMEER: UN Mission for Ebola Emergency Response) の設置過程にも現れている。⁽²⁶⁾ すなわち、総会と安保理に宛てて潘基文事務総長から書簡が送られたものの、⁽²⁷⁾ 安保理ではなく総会決議によって事務総長書簡を歓迎したことを受けて、⁽²⁸⁾ 事務総長が同ミッションを設置したことからもうかがえる。その後、安保理は 2018 年にコンゴ民主共和国 (DRC) でエボラが流行した際にも決議 2439 を採択したが、⁽²⁹⁾ 従前の決議で示された DRC の事態が同地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを想起する (recalling) のみであった (前文第 3 項)。ただし DRC においては武力紛争が継続して

(22) 丸山政巳「COVID-19 は平和に対する脅威ではないのかー国連安全保障理事会の可能性」『国際法外交雑誌』第 120 巻第 1・2 合併号所収、61-74 頁。

(23) UN Document, S/RES/1308, 17 July 2000; UN Document, S/RES/1983, 7 June 2011.

(24) UN Document, S/RES/2177, 18 September 2014.

(25) 国連憲章第 7 章の法的効果については、山本慎一「国連憲章第 7 章の法的性格ー安保理決議の検討を通して」神余隆博・星野俊也・戸崎洋史・佐渡紀子編『安全保障論ー平和で公正な国際社会の構築に向けて (黒澤満先生古稀記念)』信山社、2015 年 1 月、105-130 頁参照。

(26) 国際連合広報センター「エボラ出血熱と国連の対応」、https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/social_development/universal_health_coverage/ebola/。

(27) UN Document, A/69/389-S/2014/679, 18 September 2014.

(28) UN Document, A/RES/69/1, 23 September 2014.

(29) UN Document, S/RES/2439, 30 October 2018.

(30) UN Document, S/RES/2409, 27 March 2018.

いる最中ということもあり、すべての武装集団による戦闘の即時停止を本文第4項で求めている（calls for）点が、西アフリカの事態との相違として指摘される。⁽³¹⁾

こうした COVID-19 以前の実行に対して、COVID-19 への安保理の対応は、2020年7月1日に採択された決議 2532 が端緒となる。⁽³²⁾ 同決議は前文第11項で、「COVID-19 パンデミックの前例のない広がりがあり、『国際の平和と安全の維持を危くする虞』（is likely to endanger the maintenance of international peace and security）があることを考慮し」という憲章第6章の下に位置づけられる第33条の表現を用いて「平和に対する脅威」認定は行わず、憲章第7章への言及もみられない。そして戦闘停止要求や人道的停止（humanitarian pause）の要請を通じて、COVID-19 そのものに直接的に取り組むというよりも、事態を悪化させないための限定的な対応であったと評価される。⁽³³⁾ その後の理事国の関心は、停戦状況からワクチン配分の問題に移ってきていると分析されるが、⁽³⁴⁾ 2021年2月に採択された決議 2565 では、脅威認定はなされていないものの、WHO の役割に関する言及のほか、健康に対するグローバル公共財として COVID-19 に対する広範な免疫化の役割を認めるに至った。⁽³⁵⁾

こうした安保理の対応について、丸山論文では脅威認定を巡る法的効果や規範的意味合いを検討し、とりわけ感染症をはじめとした非伝統的安全保障分野の「セキュリティゼーション」が進むことで、人権保障との相克が生まれる可能性を示唆している。さらに憲章第7章権限行使の可能性として、「国際立法」における先例にも言及しながら、安保理の措置のあり方を論じるものの、2020年は安保理の沈黙であるとして、安保理の「道具」としての価値を大国が自らの手で貶めたと評価する。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

(3) 事務総長および国連システムの取り組み

ここで国連事務総長の役割を中心に、国連の各種基金、計画、機関などを包含した国連システム全体としての取り組みについても触れておきたい。COVID-19 に対して事務

(31) 丸山政己、前掲論文、65-66頁。

(32) UN Document, S/RES/2532, 1 July 2020.

(33) 丸山政己、前掲論文、66-67頁。

(34) 丸山政己、同上、67頁。

(35) UN Document, S/RES/2565, 26 February 2021.

(36) 丸山政己、前掲論文、70頁。「セキュリティゼーション」の推進が、逆説的に不安を増幅させる可能性を指摘し、「セキュリティゼーション・ディレンマ」の問題を考察したものとして、西海洋志「セキュリティゼーション・ディレンマ再考-安全保障の新たな枠組み」『国際安全保障』第49巻第3号、2021年3月、19-37頁。

(37) 丸山政己、同上、72-74頁。

総長がどのようなイニシアティブをとったのかは、2020年6月に公表された国連の報告書『COVID-19に対する国連の包括的対応』に記載がある。⁽³⁸⁾ 同報告書によると、2020年3月23日にグローバル停戦の呼びかけを行ったのを端緒として、⁽³⁹⁾ 6月19日までの間に13件もの政策的なイニシアティブをとり、⁽⁴⁰⁾ 文書を発出している。個々の政策文書を詳述する余裕はないが、事務総長がメッセージや文書を発出することで、国連の関係機関や各種基金・計画のリソースを動員し、国連システム全体としてCOVID-19に対応する姿勢を打ち出し、加盟国間の協力を促進する効果が期待できよう。

国連システムの包括的対応に係る報告書は、2020年9月に旧版から倍以上にボリュームを増した改定がなされ、⁽⁴¹⁾ 2021年には同年11月時点のデータを盛り込んでアップデートされている。⁽⁴²⁾ 2020年6月報告書の項目は、I.「保健対応」(The Health Response)、II.「生命と生活を守る：人道的、人権、社会経済的対応」(Safeguarding Lives and Livelihood: Humanitarian, Human Rights and Socioeconomic Response)、III.「最も困難な状況に置かれた諸国と人々への配慮」(Attention to Hardest Hit Countries and Populations)、IV.「より良い回復」(Recovering Better)、V.「資源動員」(Resource Mobilizing)の5項目であるのに対し、2020年9月報告書では、「保健対応」は共通しているが、「生命と生活を守る」の項目内の小項目で、「我々はみんな一緒」(We are All in This Together)、「最も困難な状況に置かれた人々への配慮」(Attention to Hardest Hit Populations)、「地域の課題と特異性」(Regional Challenges and Specificities)として、人々の連帯を強調しつつ、地域ごとの相違に配慮した内容になっている。そして「より良いCOVID後の世界」(A Better Post-COVID World)として、ポストCOVIDの世界を見据えた項目のほか、「諸国を支援するための資源とパートナーの動員」(Mobilizing Resource and Partners to Support Countries)として、脆弱国を支援するための計画や基金について紹介されている。2021年報告書では構成が変更され、「2021年におけるCOVID-19への国連システムの対応」(The United Nations System Response to COVID-19 in 2021)の項目内で、小項目として「強化された保健対応」(A Strengthened Health Response)、「誰一人取り残さない人道的

⁽³⁸⁾ United Nations, *United Nations Comprehensive Response to COVID-19: Saving Lives, Protecting Societies, Recovering Better*, June 2020, pp. 1-30.

⁽³⁹⁾ “Secretary-General’s Appeal for Global Ceasefire,” 23 March 2020, <<https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2020-03-23/secretary-generals-appeal-for-global-ceasefire>>.

⁽⁴⁰⁾ *United Nations Comprehensive Response to COVID-19*, p. 4.

⁽⁴¹⁾ United Nations, *United Nations Comprehensive Response to COVID-19: Saving Lives, Protecting Societies, Recovering Better*, September 2020, pp. 1-71.

⁽⁴²⁾ United Nations, *United Nations Comprehensive Response to COVID-19: Saving Lives, Protecting Societies, Recovering Better*, 2021 Update, pp. 1-42.

対応」(A Humanitarian Response that Leaves No One Behind), 「変革的で持続可能な回復のための効果的な対応」(An Effective Response for Transformative and Sustainable Recovery) として SDGs の理念を尊重した COVID-19 への対応が紹介されている。そして資源動員に関しては、「対応と回復のための支援助と資金調達」(Supporting and Financing the Response and Recovery) として様々な基金の活用方法が紹介されている。

COVID-19 のパンデミック状況に応じて国連システムの包括的対応のあり方は当然変遷しうが、最初の報告書にみられる人権・人道の観点は、より緊迫度が高い状況を反映したものであり、2021 年報告書は国際協力の促進を念頭に、COVID-19 によって後退した SDGs の取り組みを前進させる意図がうかがえる。そこで次節では、国連システムの中でも国際保健事業において中心的役割を果たしうる世界保健機関 (WHO) に焦点を当てる。

3 世界保健機関 (WHO) とグローバル・ヘルス・ガバナンス

(1) グローバル・ガバナンスとグローバル・ヘルス・ガバナンス⁽⁴³⁾

国際社会における感染症対策については、WHO の前史として国際連盟期の国際保健事業から WHO 設立とその活動を詳述した研究書のほか、コレラやペストへの対応を念頭に置いた 1890 年代の国際衛生条約から取り上げた書籍もある⁽⁴⁴⁾。本節では特に、地球規模での公衆衛生の管理、すなわちグローバル・ヘルス・ガバナンスと称される概念を取り上げ、その中核的役割を担う WHO と国際保健規則 (IHR) を中心に、国際法の観点から COVID-19 への対応に係る論点を抽出する。

まずグローバル・ヘルス・ガバナンス (Global Health Governance) は、COVID-19 への対応を契機として注目が集まり、今日ではポスト・コロナ時代を見据えた政策提言も行われ始めた⁽⁴⁶⁾。しかしグローバル・ヘルス・ガバナンスの概念に踏み込む前に、グローバル・ガバナンス (Global Governance) の概念について言及しなければならないだろう。今日ではあらためて定義づけがなされることは少なくなったグローバル・ガバナンスで

(43) 「ガバナンス」(governance) は、「ガヴァナンス」と表記する場合もあるが、本稿では書籍や論文のタイトルを除いて「ガバナンス」という表記に統一して記述する。

(44) 国際政治の観点では安田佳代、前掲書、国際法の観点では西平等、前掲書を参照。

(45) 新垣修、前掲書、4-29 頁。

(46) グローバルヘルス・ガバナンス研究会『国際的な連帯に基づくグローバルヘルス・ガバナンスの再構築—ポスト・コロナ時代の日本の役割とは』東京大学未来ビジョン研究センター・日本国際交流センター、2022 年 3 月、〈https://www.jcie.or.jp/japan/wp/wp-content/uploads/2022/03/GHG_recommendations_J_final_cover.pdf〉。

あるが、2001 年刊行の書籍で、「古くて新しい国際政治学のテーマである」として、1970 年代初めに相互依存との関係で論じられたり、1920 年代の戦間期における国際関係論の一つとして紹介されていたり、古くはグロティウス (Hugo Grotius) やカント (Immanuel Kant) の思想にその萌芽があると指摘される⁽⁴⁷⁾。その後、グローバル化とそのガバナンスに関する問題は研究対象として「百花繚乱」ともいえる状況となり、単なる流行概念と理論に陥ることの危惧が指摘されるものの、グローバル・ガバナンスの概念の国連研究への採用や、国際レジーム論とグローバル・ガバナンス論の架橋を試みた研究、その歴史や思想を辿る研究などを経て、世界政府なき分権的な国際社会にあって、グローバル課題に対処すべく全地球的な規模の行政と管理の仕組み、民主的な統治制度が求められているとして、地球共同管理をグローバル・ガバナンスの仕組みとして捉える見方や、国際機構が策定する国際公共政策と主権国家の公共政策との関係を有機的に連携させ、長期的かつ人類的な視点に立った公平・公正な価値配分、行財政資源の適正配分と体系的な政策過程の検討を行う国際行政学と関連づけて論じられる研究に発展してきた⁽⁵³⁾。

このようにグローバル・ガバナンスの概念は、国際政治学あるいは国際関係論の領域からのアプローチが中心であるものの、国際社会において中央政府が存在しなくても、規範やルールが遵守される過程や状態は存在し、こうした政府なき遵守の過程と状況をグローバル・ガバナンスと位置づけるならば、国際法学の領域では、現代国際法の特徴の 1 つとして国際社会の共通利益概念に基づく国際法の発展が論じられており、慣習国際法や強行規範 (*ius cogens*)、ソフト・ローの概念はグローバル・ガバナンスの総論的な要素として親和性が高い。さらに地球環境保護や国際人権保障にみられる各種の条約レジーム、世界貿易機関 (WTO) の協定に基づく貿易レジーム、そして国連憲章体制

(47) 渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス－政府なき秩序の模索』東京大学出版会、2001 年、1 頁。

(48) 内田孟男・川原彰編著『グローバル・ガバナンスの理論と政策』中央大学出版部、2004 年、「はじめに」i 頁。グローバル化とガバナンスの問題を扱ったものとして、内田孟男編著『地球社会の変容とガバナンス』中央大学出版部、2010 年。

(49) 横田洋三・宮野洋一編著『グローバルガバナンスと国連の将来』中央大学出版部、2008 年。

(50) 山本宜宣『国際レジームとガバナンス』有斐閣、2008 年、はしがき i - ii、168-183 頁。

(51) 遠藤乾編『グローバル・ガバナンスの歴史と思想』有斐閣、2010 年。

(52) 吉川元「序章 グローバル化とグローバル・ガヴァナンス」吉川元・首藤もと子・六鹿茂夫・望月康恵編『グローバル・ガヴァナンス論』法律文化社、2014 年所収、2 頁。

(53) 福田耕治「第 1 章 国際行政の基礎－その概念、対象と方法」福田耕治・坂根徹『国際行政の新展開－国連・EU・SDGs のグローバル・ガバナンス』法律文化社、2020 年所収、3 頁。

(54) 渡辺・土山編、前掲書、7 頁。

(55) 大谷良雄編『共通利益概念と国際法』国際書院、1993 年。

そのものが、これらの条約体制（*treaty regime*）における紛争処理手続とともに、グローバル・ガバナンスの各論に位置づけられる存在である。⁵⁶⁾

こうしたグローバル・ガバナンスの概念を踏まえてグローバル・ヘルス・ガバナンスを捉えると、たとえば国際保健事業の歴史的展開を研究してきた詫間は、「国家のみならず、非国家アクターも含み、人間の健康に関するグローバルな課題に、公式・非公式様々な方法を用いて取り組む協力体系のことを指す。」と指摘し、さらに「もともとこの分野の協力体系は、国家間の公式の手続きに依拠していたので、『国際保健（*international health*）』という呼称が一般的であったが、多様なアクターによって構成される複雑なアリーナと化すにつれ、『グローバル・ヘルス（*global health*）』という呼称にとって代わられてきた。」として、グローバル・ヘルスの概念生成とガバナンスとの関係性を整理している。⁵⁷⁾

(2) 世界保健機関（WHO）と国際保険規則（IHR）

WHO は国際連盟の保健事業を引継ぎ、国際連合の発足後、唯一の国際衛生機関という位置づけで、⁵⁸⁾ 国連憲章第 57 条に基づく国連の専門機関として設立された。⁵⁹⁾ そして WHO 憲章第 2 条に基づき、国連およびその専門機関との協力関係が構築された。国連システムにおける唯一の国際衛生機関であることから、COVID-19 への対応では主導的役割が求められた。WHO は、2020 年 1 月 30 日に COVID-19 について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」（*Public Health Emergency of International Concern: PHEIC*）を宣言した。⁶⁰⁾ その後、世界的な感染拡大の状況、重症度等から同年 3 月 11 日に、COVID-19 をパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明した。⁶¹⁾

⁵⁶⁾ たとえば条約レジームにおける国際法が、グローバル・ガバナンスの実施能力に与える影響を SDGs の各要素を通じて考察したものとして、次の文献を参照。Alexandra R. Harrington, *International Law and Global Governance: Treaty Regimes and Sustainable Development Goals Implementation*, (Routledge, 2021).

⁵⁷⁾ 詫間佳代「新型コロナ対応で見えたグローバル・ヘルスガバナンスの課題」『学術の動向』2021 年 1 月号、88 頁。

⁵⁸⁾ 安田佳代「国際連盟保健機関から世界保健機関へ 1943-1946 年 - 機能的国際協調の継承と発展」『年報政治学』第 61 巻第 2 号、2010 年、202-203 頁。

⁵⁹⁾ このとき英国は、広範な裁量を有する機関の設立に消極的であったソ連の協力を得るために、国連総会決議に基づく補助機関として設立して機関の自立性を制限する狙いもあったとされる。安田佳代、前掲書、136 頁。

⁶⁰⁾ World Health Organization, “Statement on the second meeting of the International Health Regulations (2005) Emergency Committee regarding the outbreak of novel coronavirus (2019-nCoV),” 30 January 2020.

⁶¹⁾ World Health Organization, “WHO Director-General’s opening remarks at the media briefing on COVID-19 - 11 March 2020,” 11 March 2020.

本稿の主題である「COVID-19 と国際法」との関係では、WHO の役割と IHR に焦点を当てる必要がある。この点については、COVID-19 への対応において、WHO および IHR が果たした機能の法的評価を行った鈴木論文のほか、国際組織のアカウンタビリティの観点から IHR 緊急委員会の透明性を高める改革案を検討した佐俣論文⁽⁶²⁾、国際行政学の観点から COVID-19 対応におけるグローバル・ヘルス・ガバナンスの課題を論じた城山論文が参考となる⁽⁶³⁾。とりわけ国際法の観点からは、WHO 憲章第 21 条に基づき世界保健総会において採択される国際保健規則 (IHR) の存在が、同条(a)「疾病の国際的まん延を防止することを目的とする衛生上及び検査上の要件及び他の手続」に規定されるとおり、COVID-19 対応において中心的な役割を果たした。2005 年に改正 (2007 年発効) された IHR が加盟国との関係においていかなる機能を果たしうるのであるのか、そして履行確保の観点からは、さらなる改正を通じた実効性の向上が求められる⁽⁶⁴⁾。また WHO の対応についても、PHEIC の宣言が遅延した要因の分析と、暫定的勧告という WHO の権限の限界を踏まえた議論が展開される⁽⁶⁵⁾。

4 新型コロナ危機と欧州

本節のテーマに関しては、COVID-19 に直面した欧州に焦点を当て、EU およびその加盟国と英国による対応を整理した書籍が参考となる⁽⁶⁶⁾。COVID-19 のパンデミック宣言がなされてから 1 年余りの 2021 年 3 月に公刊された書籍であるため、出版スケジュールの関係上 2021 年以降の対応を盛り込むことは困難であるが、欧州各国と EU の初期対応が記録されており、史料的价值を有する書籍である。このほかにポスト・コロナ後の西欧の国際関係と中・東欧諸国の役割を考察した論稿を収録した書籍がある⁽⁶⁷⁾。

本稿の主題との関わりでは、EU における国境管理と移動の自由の制限に係る法的根

⁽⁶²⁾ 鈴木淳一「世界保健機関 (WHO)・国際保健規則 (IHR) の機能 - 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の場合」『国際法外交雑誌』第 121 巻第 1・2 合併号所収、75-86 頁。

⁽⁶³⁾ 佐俣紀仁「世界保健機関 (WHO) の権限とアカウンタビリティ - 国際保健規則 (IHR) 緊急委員会の透明性改革の課題」『国際法外交雑誌』第 121 巻第 1・2 合併号所収、87-97 頁。

⁽⁶⁴⁾ 城山英明「WHO のグローバル保健ガバナンスにおける役割と課題」『国際法外交雑誌』第 121 巻第 1・2 合併号所収、98-109 頁。

⁽⁶⁵⁾ 鈴木淳一、前掲論文、76-78、84-86 頁。

⁽⁶⁶⁾ 鈴木淳一、同上、81-83 頁；佐俣紀仁、前掲論文。

⁽⁶⁷⁾ 植田隆子編著、前掲書。

⁽⁶⁸⁾ 志田淳二郎「アフター・コロナの西欧政治と国際関係」川上・石井編著、前掲書所収、93-106 頁；細田尚志「コロナ後の世界と中・東欧諸国の果たす役割」川上・石井編著、前掲書所収、107-129 頁。

抛、人権保障との関係性、公の緊急事態における公衆衛生上の措置の妥当性といった各論から、EU 法と構成国の国内法の権限関係といった総論まで、幅広い論点を含んでいる。⁽⁶⁹⁾ とりわけ COVID-19 のパンデミックが欧州に与えた象徴的な出来事として、「欧州諸国の中で最も開放され陸上国境が薄れていたベルギーとオランダの二国間でさえ、国境検問所は閉鎖され、人目につかない小道でさえも封鎖」され、「外国への不要不急の旅行が禁止される」に至ったことである。⁽⁷⁰⁾ EU 構成国による国境管理の導入は、EU の基礎である人の自由移動を制限することとなり、EU 法上は合法的な措置であるものの、⁽⁷¹⁾ 各種自由の制限は、EU の理念に対する失望と、EU 市民の独善的な行動をもたらすことになった。⁽⁷²⁾ しかしその後 EU は主導権を取り戻し、特に欧州復興基金（Next Generation EU）の設立とその財源調達に係る税制では、構成国の権限に属する財政分野の権限に EU の措置がかかわることになった。⁽⁷³⁾ こうした対応は、コロナ禍で条約改正に困難が伴う中、改正せずとも条文を解釈等により最大限活用した苦肉の策であり、これまでにない危機対応の方法として評価されている。⁽⁷⁴⁾

5 COVID-19 と海洋法

COVID-19 のパンデミックは、第 1 節で取り上げた DP 号の対応に見られるように、国際航行に関わる海洋法上の問題を惹起した。すなわち、DP 号の船籍は英国で、所有者は同国内の会社であったが、運用者は米国の会社の日本事務所であり、複数国が DP 号に関わっていたことから、国際法上の管轄権の範囲と責任の所在が疑問点として浮上

⁽⁶⁹⁾ ヤン・ワータース（山本慎一訳）「新型コロナと欧州統合の将来」、植田隆子編著、前掲書所収、307-314 頁；中西優美子「コロナ危機が EU 法に与える影響－権限に焦点をあてて」『国際法外交雑誌』第 121 巻第 1・2 合併号所収、326-338 頁。

⁽⁷⁰⁾ ヤン・ワータース、前掲論文、前掲書所収、307 頁。

⁽⁷¹⁾ 中西優美子、前掲論文、326 頁。

⁽⁷²⁾ ヤン・ワータース、前掲論文、前掲書所収、308 頁。フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長の各国政府に対する次の苦言にも現れている。「EU がお互いのために本当にそこにいる必要があるとき、あまりにも多くの人々が最初に自分自身に目を向けていました。EU が『みんなは一人のために』という精神を本当に必要としていたとき、あまりにも多くの人々が最初に『自分だけのため』という反応を示しました。そして EU が『晴れの日の連合』だけではないことを本当に示す必要があるとき、あまりにも多くの人々が最初に傘を共有することを拒絶しました」“Speech by President von der Leyen at the European Parliament Plenary on the European coordinated response to the COVID-19 outbreak,” <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_20_532>.

⁽⁷³⁾ 中西優美子、前掲論文、338 頁。

⁽⁷⁴⁾ 中西優美子、同上、337-338 頁。

⁽⁷⁵⁾した。関連する条約としては、国連海洋法条約をはじめとして、船舶の構造・装備・運用の最低基準について定める「海上における人命の安全のための国際条約」(1974年)、船員の最低限の能力要件達成を義務づける「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(1978年)などは、感染症の予防や対処における旗国の責任との関係性が示唆される。⁽⁷⁶⁾このほか船員の「権利章典」とも呼ばれる「海上の労働に関する条約」(2006年)は、船舶が位置する領域の国家に、船員が医療看護にアクセスできるよう求める点で船員の権利に特化した条約だが、⁽⁷⁷⁾運航を司る船員の健康維持は、乗客の安全を確保し命を守る上で不可欠とされる。その上で具体的な焦点を2005年に改正されたIHRに絞り、⁽⁷⁸⁾感染リスクのある船舶に対する措置を認める規定を手がかりにその対応のあり方を検討し、今後の課題としてIHRの運用状況の検証と国際協力体制の具体化を提言する。⁽⁷⁹⁾

このほかに西村論文では、⁽⁸⁰⁾船員の健康保護の観点から、船舶に対する旗国の保健衛生分野における義務を確認するとともに、船員交代の問題を旗国の役割と合わせて検討している。また瀬田論文では、⁽⁸¹⁾船舶内での感染症発生時における内水沿岸国の受入義務と、受け入れた場合の寄港国としての権利行使の範囲について、現行国際法の制度的問題点を指摘し、新たな制度構築のあり方を提言している。

以上のような海洋法上の問題は、とりわけ船員の健康保持や労働環境の観点から、次節で取り上げる人権法上の問題にもつながっている。

6 COVID-19 と人権法

COVID-19 と人権法との関わりは、国際法および国内法の専門家の中でも、特に人権分野を専門として関心を持つ者で構成される国際人権法学会が、⁽⁸²⁾ウェブサイト上で特設ページを設けて精力的に情報提供を行っており、人権との関わりは多様な論点を内包し

⁽⁷⁵⁾ 新垣修, 前掲書, 258頁。

⁽⁷⁶⁾ 新垣修, 同上。

⁽⁷⁷⁾ 新垣修, 同上。

⁽⁷⁸⁾ 国際保健規則に照らした入港拒否の妥当性については、藤澤論文でも焦点が当てられている。藤澤巖「世界保健機関(WHO)の国際保健規則と入港拒否」『論究ジュリスト』No.35所収, 30-36頁。

⁽⁷⁹⁾ 新垣修, 同上, 259-262頁。

⁽⁸⁰⁾ 西村弓「感染症流行下における船舶の航行と旗国の役割」『国際法外交雑誌』第120巻第1・2合併号所収, 110-119頁。

⁽⁸¹⁾ 瀬田真「感染症発生時における外国籍クルーズ船に対する内水沿岸国の対応-新たな制度の構築に向けて」『国際法外交雑誌』第120巻第1・2合併号所収, 120-130頁。

ている。前節との関わりでは、船員の健康保持や良好な労働環境の維持のため、旗国や寄港国が既存の条約に照らして果たしうる役割が指摘できるほか、海洋法上の「人」の権利と利益の保護という観点から船員保護の問題を論じた河野論文がある。⁸³⁾さらに、欧州諸国や中国でもみられたロックダウンによる移動制限措置は、生命や健康に対する権利を保障するために必要な措置であると考えられる一方で、人の移動の自由を制限するという点で大きな人権上の制約を課す。こうした公権力による自由の制限がどこまで認められるのか、他の様々な権利と合わせ、人権条約機関の実行を踏まえて検討したのが小畑論文である。⁸⁴⁾

第4節で取り上げたように、COVID-19のパンデミックはEUでさえ国境管理を促した。さらにクルーズ船の外国国籍の乗客の入国管理など、人の移動制限は出入国管理の問題にもつながっている。日本の出入国管理は「出入国管理及び難民認定法」に基づく措置がとられるが、国際法上の規範、すなわち難民条約におけるノンルフールマン原則との関係から、パンデミックによる緊急事態に直面し、各国の入国拒否の対応が、庇護を求める入国希望者に対する配慮を欠いたものになっていた点が中坂論文では指摘されている。⁸⁵⁾

COVID-19のパンデミック下においては、人の移動の自由や出入国の問題以外にも、⁸⁶⁾教育を受ける権利との関係で問題となる。この点を論じた大谷論文では、COVID-19下においてとられた教育機関の閉鎖は、教育を受ける権利を制限するものであり、公衆衛生の保護の目的のための例外的かつ一時的な緊急措置として許容されうが、目的との関連で必要性・合理性・比例性の条件を満たす必要があると指摘する。⁸⁷⁾そして構造的な不平等の拡大と新たな差別を生む可能性を指摘し、⁸⁸⁾教育のデジタル化に伴う問題や、教育従事者の権利の観点から問題点を指摘している。

以上のような人権法上の権利の制約は、緊急事態条項に照らしてどのように評価され

⁸²⁾ 前掲注6を参照。

⁸³⁾ 河野真理子「海洋法における『人』の権利と利益の保護および規律－コロナ禍における船員の保護を中心に」『国際法外交雑誌』第120巻第1・2合併号所収、212-223頁。

⁸⁴⁾ 小畑郁「コロナ・パンデミックの中の外出・移動制限と国際人権法－個別的救済・制裁志向と構造是正志向の結合にむけて」『国際法外交雑誌』第120巻第1・2合併号所収、189-200頁。

⁸⁵⁾ 中坂恵美子「COVID-19と国境を越えた人の移動」『国際法外交雑誌』第120巻第1・2合併号所収、201-211頁。

⁸⁶⁾ 大谷美紀子「COVID-19と教育を受ける権利」『国際法外交雑誌』第120巻第1・2合併号所収、224-234頁。

⁸⁷⁾ 大谷美紀子、同上、227頁。

⁸⁸⁾ 大谷美紀子、同上、229-232頁。

るだろうか。この問題を検討したのが寺谷論文である。⁽⁸⁹⁾ 寺谷によれば、欧州人権条約第 15 条、自由権規約第 4 条、米州人権条約第 27 条が定める緊急事態条項に共通の構造として、1 項で緊急事態において人権保障義務からの逸脱措置を認め、2 項でその場合でもなお逸脱不可能となる権利を列挙し、3 項でそうした措置をとったことの通知義務を定めることで、危機においても「法の支配」を目指したとされる。⁽⁹⁰⁾ その上で COVID-19 対策における緊急事態規定について、積極的義務の欠如、国際協力の欠乏、国家体制への沈黙の観点から一般的・根本的限界を抱えていることを指摘するが、人権を最も危機に晒す緊急事態に「法の支配」をもたらす条項の有用性も認めている。⁽⁹¹⁾

また、COVID-19 に対するワクチンの公平・衡平な分配という面で、COVAX (COVID-19 Vaccine Global Access Facility) の取り組みが存在するが、医薬品へのアクセスの観点から、ワクチン・ナショナリズムやワクチン外交における人権法上の問題という論点も指摘しうる。⁽⁹²⁾

本節では主として国際人権法の領域に属する論点を、先行研究をもとに取り上げたが、COVID-19 は国内法上の人権の問題も惹起しており、国際人権法学会の特設ページで試みられているように、「不可視の人権侵害を可視化」して、それを改善する努力が SDGs の観点からも特に求められる。

7 COVID-19 と国際紛争処理

本節では、国際紛争処理法(紛争の平和的解決)の観点から、COVID-19 のパンデミックに対する国家の責任追及の可能性を取り上げる。この問題は、感染発生源とされた中国による国際義務の違反により生じた損害に対して、中国に対する国家責任の追及可能性の議論として紹介されている。⁽⁹³⁾ 国際法上、国家責任の成立には、国際義務違反の行為の存在と、当該行為の国家への帰属が求められる。この国際義務違反に対しては、IHR に照らして公衆衛生上の緊急事態に対する WHO への通告義務や、通告した事象に関する公衆衛生上の情報を WHO に伝達する義務等があるとされ、中国政府は通告を怠ったと主張する見解が紹介されている。⁽⁹⁴⁾ その上で、被害国による加害国への賠償請求や対抗

⁽⁸⁹⁾ 寺谷広司「新型コロナウイルス感染症の世界的流行における人権保護－国際人権条約における緊急事態条項の視角から」『国際法外交雑誌』第 120 巻第 1・2 合併号所収、235-246 頁。

⁽⁹⁰⁾ 寺谷広司、同上、236 頁。

⁽⁹¹⁾ 寺谷広司、同上、243-246 頁。

⁽⁹²⁾ 新垣修、前掲書、293-302 頁。

⁽⁹³⁾ 新垣修、同上、250-256 頁。

措置発動の可能性が取り上げられているものの、具体的手続に入った国家がまだなく、感染症を巡る国際法の歴史においても、国家責任の枠組みが実際に用いられたことはないとして、国家責任の追及可能性は否定的に評価されている。また、より本質的には、感染症はどの国でも起こりうることから、各国の共通理解と相互主義の観点から、たとえ国際違法行為があっても賠償を求めない姿勢があるとし、対中国の国家責任論は、米中の覇権闘争の文脈で例外的に構築されてきた言説と評している。⁽⁹⁶⁾

他方で国家間の責任追及の議論とは別に、米国のミズーリ州で中国政府に対して責任追及を求める訴訟の提起がなされたとの報道がある。同様の訴訟はミシシッピ州においても中国政府に対する責任追及と巨額の賠償を求める訴訟が提起され、こうした米州国政府の動きに対し、中国の国際法学者は痛烈に批判している。⁽⁹⁷⁾このような米国国内における中国政府に対する訴訟は、中国の国際違法行為の認定に係る実体的判断の前に、国際法上の主権免除の法理により、手続的観点から中国は米国の司法管轄権から免れると考えられるが、こうした責任追及の動きがあること自体が、国家間の責任追及の議論の背景として指摘された米中覇権闘争の文脈特有のものといえるかもしれない。

おわりに

本稿は「COVID-19 と国際法」をテーマに、放送大学香川学習センターで2022年10月下旬より開講される2022年度第2学期面接授業の内容に従って構成を分け、それぞれの各論における主要論点に言及しながら参考文献の紹介を行い、受講者の学習上の便宜を図る意図で執筆した論稿である。本稿の各節で取り上げたテーマや個々の論点は、それ自体で1つの論文の主題ともなり得るものである。『国際法外交雑誌』の特集号が、国際法・国際私法・国際政治外交史の各学問領域から33本もの論説を掲載していることから、COVID-19の対応が多岐にわたる法的・政治的論点を内包している証左であ

⁽⁹⁴⁾ 新垣修，同上，250-251頁。

⁽⁹⁵⁾ 新垣修，同上，254頁。

⁽⁹⁶⁾ 新垣修，同上。

⁽⁹⁷⁾ NHK「米 ミズーリ州が中国を提訴 “隠蔽で新型コロナ感染拡大”」2020年4月22日，〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200422/k10012400251000.html>〉。

⁽⁹⁸⁾ 人民網日本語版「国際法専門家『感染症をめぐる濫訴は法律の衣を被った「政治ウイルス」』」2020年5月30日，〈<http://j.people.com.cn/n3/2020/0530/c94474-9696070.html>〉。

⁽⁹⁹⁾ 33本の論説のうち，3本の論説は国際法学会の会員以外でも自由に閲覧・ダウンロードできるように国際法学会のウェブサイト上で公開されている。「国際法外交雑誌特集号 COVID-19」，〈<https://jsil.jp/specialissue2021>〉。

るといえよう。個別の論点をさらに掘り下げて分析するには、それぞれの学問領域における深い洞察が求められ、筆者の能力を超えるものである。本稿が教育上の観点のみならず学術的な貢献をなし得るとすれば、取り上げた主要論点が、COVID-19の対応を巡って国際法や国際政治の視座から様々な法的・政治的課題を考察する一助として活用されることである。

(やまもと・しんいち 法学部教授)